日弁連ＥＳＧセミナーシリーズ　２０２２年度　ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）基礎講座　第3回

金融機関、機関投資家と企業の ＥＳＧをめぐる対話

～ＰＲＢ、ＰＲＩ、非財務情報開示の観点から～

日　　時　２０２３年2月２０日（月）１８時～２０時
開催方法　Ｚｏｏｍウェビナー
主　　催　日本弁護士連合会
総合司会　鈴木　仁史　弁護士（第一東京弁護士会会員）

◆基調講演１　「金融機関から見たサステナブルファイナンスの最新動向」
銭谷 美幸 氏　（株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ グループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー　兼
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 チーフ・サステナビリティ・オフィサー）

◆基調講演２　「長期投資家から見たＥＳＧの最新動向」
松原　　稔 氏　（りそなアセットマネジメント株式会社執行役員 責任投資部担当）

◆パネルディスカッション・質疑応答
パネリスト　　銭谷 美幸 氏　　松原　　稔 氏
モデレーター　中野 竹司 弁護士（東京弁護士会会員）

■配布資料

1　各スピーカーのプロフィール　……　3頁
2　中野弁護士レジュメ　……　5頁

1　御参加に当たっての留意事項

※発表内容は資料を含め各発言者の意見・見解を表したものであり、日本弁護士連合会の公式意見・見解ではないことに御留意ください。
※主催者である日本弁護士連合会は、セミナーの内容を記録し、成果普及に利用するため、セミナーの録画及び録音を行います。
※本セミナーの参加者による録音・録画等は御遠慮いただきますよう、お願いいたします。
※本セミナー資料の無断転載を禁じます。
※視聴者の方々は、ウェビナーの「Ｑ＆Ａ」機能を利用して質問を投稿することができます。いただいた質問をセミナー中に採用させていただくかどうかは、進行役の判断で進めさせていただきます。時間の制約上、質疑応答に十分な時間を取ることができないことを、あらかじめ御了承ください。

2　参加者アンケートについて

※セミナー終了後、以下のＵＲＬにアクセスいただき、本セミナーに参加された御意見、御感想をお聞かせいただければ幸いです。
（2023年2月27日までに御回答ください。）
https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/esgsmnrenq/enquete/

スピーカープロフィール

講師・パネリスト

銭谷　美幸 *Zeniya, Miyuki*

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ グループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー 兼 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 チーフ・サステナビリティ・オフィサー
野村総合研究所にてキャリアをスタートし、外資系投資顧問会社にて運用、JASDAQ 上場企業にて財務・経営戦略担当役員、女性初の地方銀行副頭取、プライベートエクイティ投資先や再エネ上場企業の社外取締役なども含め、金融業界・事業会社双方で幅広い経験を有する。前職の第一生命ホールディングス株式会社では、経営戦略部門にてグローバルサステナビリティ推進と機関投資家としてサステナブル・ファイナンス推進を担う。2022 年 10 月より現職。MUFG が掲げるサステナビリティ経営の高度化に向けて、国内外の銀行・証券・信託等グループ全体を統括するグループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサーと三菱ＵＦＪ銀行のチーフ・サステナビリティ・オフィサーを兼務。2021 年 3 月には、Global Top 50 women in Investment Management by Institutional Investor の一人に選出される。
主な公職：外務省「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」委員（現任）、経団連「金融・資本市場委員会建設的対話促進ワーキング」座長（現任）、GSG 国内諮問委員会委員（現任）、環境省 21 世紀金融行動原則「持続可能な地域支援ワーキング」共同座長、経済産業省「統合報告・ESG 対話フォーラム」、「産業の GX に向けた資金供給の在り方に向けた研究会」委員、Value Reporting Foundation SASB Framework IAG／APAC 共同座長

松原　稔 *Matsubara, Minoru*

りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部担当
1991 年、株式会社りそな銀行入行。以降、一貫して運用業務に従事。投資開発室及び公的資金運用部、年金信託運用部、信託財産運用部、運用統括部、アセットマネジメント部で運用管理、企画、責任投資を担当。2020 年 4 月、りそなアセットマネジメント株式会社執行役員責任投資部長、2022 年 7 月より現職。
インパクト志向金融宣言運営委員会副委員長。「ジャパン SDGs アクション推進協議会」監事。日本国際博覧会協会「持続可能性有識者委員会」委員等多数。共著書として、一般社団法人エシカル協会編「エシカル白書 2022-2023」（山川出版社刊）、ESG/SDGs 法務研究会編「日弁連 ESG ガイダンスの解説と SDGs 時代の実務対応」（商事法務刊）他。

モデレーター

中野　竹司　*Nakano, Takeshi*

弁護士、公認会計士。2006 年東京弁護士会登録（59 期）。奥・片山・佐藤法律事務所所属。日弁連弁護士業務改革委員会委員、同委員会 CSR と内部統制に関する PT 副座長、司法制度調査会委員、社外取締役ガイドライン検討チーム構成員。1991 年に公認会計士 2 次試験に合格し、会計監査等を通じて企業の情報開示について取り組み始め、現在に至る。上記 PT のメンバーとして、「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」「海外贈賄防止ガイダンス（手引)」「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイダンス（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」「社外取締役ガイドライン」の作成に関与。

総合司会

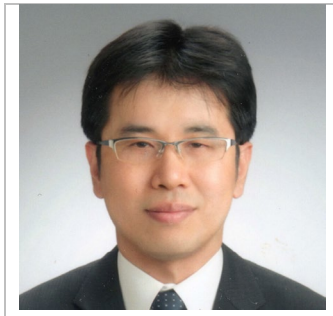

鈴木　仁史　*Suzuki, Hitoshi*

弁護士(第一東京弁護士会所属・50 期)。鈴木総合法律事務所所属。第一東京弁護士会民暴委員会委員長、日弁連弁護士業務改革委員会幹事、同委員会 CSR と内部統制に関する PT メンバー等を歴任。銀行・信用金庫・生損保等の金融法務のほか、事業会社の人事労務・コンプライアンス・リスク管理等の企業法務、AML/CFT などを取り扱う。論考として、「金融機関の持続的成長と経営者報酬ガバナンス」(金法 2126 号)、「ESG 投融資とステークホルダー経営」(金法 2140 号)、「ESG/SDGs と取締役の法的責任および経営判断の原則」(Disclosure & IR・2021 年 11 月号)、「スキル・マトリックスの現状と課題：取締役会の多様性の議論を踏まえて」(Disclosure & IR・2022 年 2 月号)、「サステナビリティ・ガバナンスの現状と課題」（Disclosure & IR・2022 年 8 月号）ほか

非財務情報の有価証券報告書開示

２０２３年2月２０日

弁護士・公認会計士（東京弁護士会）　中野 竹司

１．改正コーポレートガバナンスコード

【補充原則3 - 1③】
　上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。
　特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであ るTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

（日本取引所グループHP　https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf）

2．金融庁開示のロードマップ

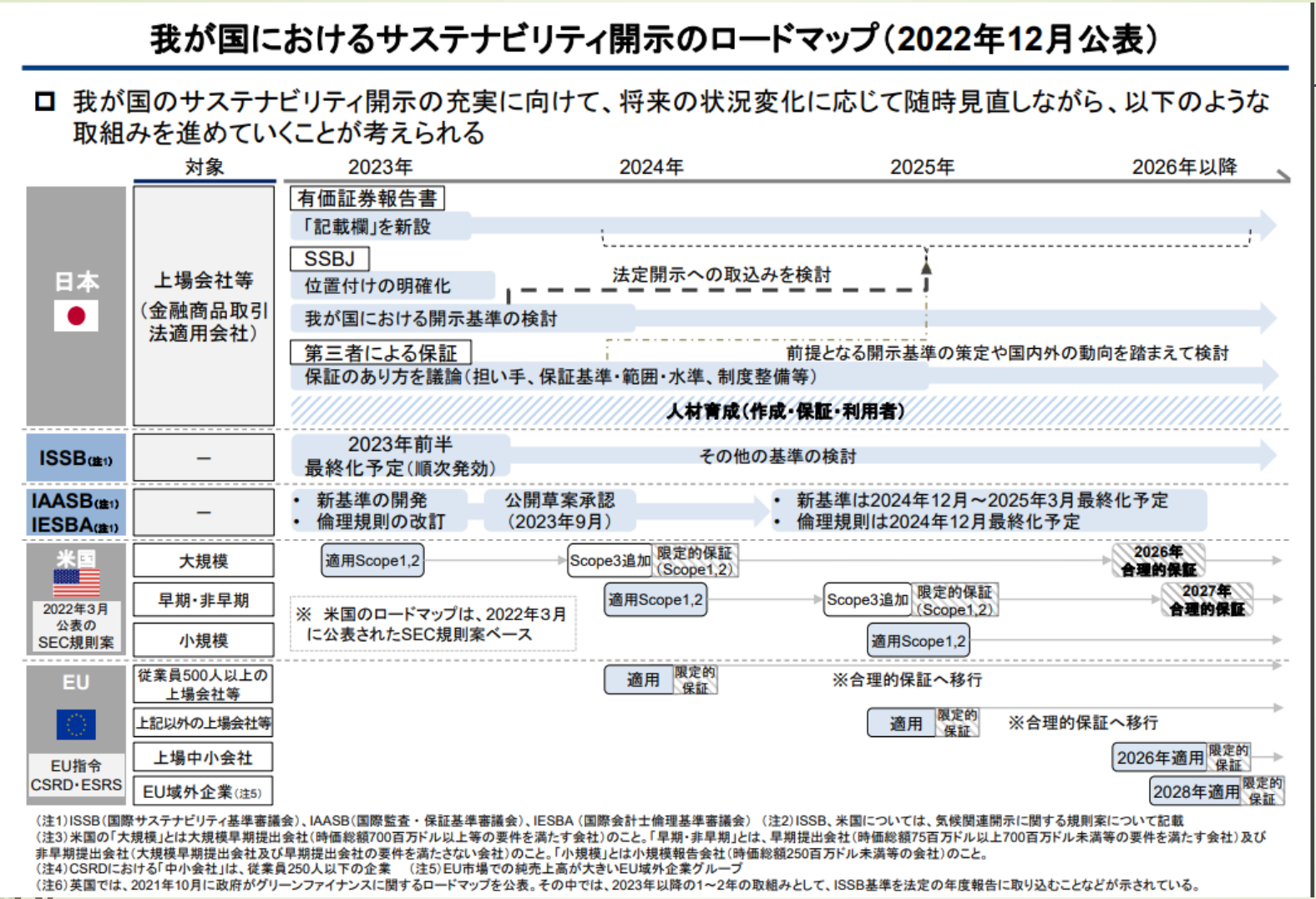

（金融庁HP:https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/02.pdf）

なお、同時に公表された金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ報告も参照することが有益
（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/01.pdf）

３．サステナビリティ情報関係の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正内容の概要

１．全般

①　有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設。

②「ガバナンス」及び「リスク管理」については必須記載事項

「戦略」及び「指標及び目標」については重要なものについて記載する必要がある。

③サステナビリティ情報を補完する詳細な情報について、任意開示書類を参照可能：丸投げはできない（金融庁から公表されている「記述情報の開示の好事例集2021」など参照することになる）

なお、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令　第二号様式記載上の注記(30-2)、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）5-16-4等）

参照書類への丸投げはできないと考えられる（金融庁から公表されている「記述情報の開示の好事例集2021」など参照することになる）

３．サスティナビリティ情報関係の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正内容の概要

２．人的資本、多様性

①人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」において記載

②女性活躍推進法等の規定により「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を「従業員の状況」において記載を求める。

③「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を記載するにあたり、任意で追加的な情報を記載することが可能。

（企業内容等の開示に関する内閣府令　第二号様式記載上の注記(30-2)、同29(d)(e)(f)、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）5-16-2、5-16-3他）